平成24年　第4回　東彼杵町議会定例会議録

平成24年第4回東彼杵町議会定例会は、平成24年12月20日本町役場議場に招集された。

1　出席議員は次のとおりである。

1番　福田　　修　君	2番　橋村　孝彦　君
3番　浪瀬　真吾　君	4番　堀　　進一郎君
5番　滝川　初夫　君	6番　吉永　秀俊　君
7番　佐藤　隆善　君	8番　樋口　庄次郎君
9番　岡田　伊一郎君	10番
11番　本下　利之　君	12番　森　　敏則　君

2　欠席議員は次のとおりである。

10番　後城　一雄　君

3　地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町　　長　渡邉　　悟　君	教　育　長　今道　大祐　君
副　町　長　小山田　正一君	建設課長　松尾　幸彦　君
総務課長　森　　隆志　君	町民生活課長　冨永　　勝　君
産業振興課長　原田　尚登　君	町民福祉課長　西坂　孝良　君
農委局長（原田　尚登　君）	財政管財課長　深草　孝俊　君
水道課長　下野　慶計　君	まちづくり課長　松山　　昭　君
教育次長　山口　　章　君	税務課長　三根　貞彦　君
会計課長　峯　　広美　君	

4　書記は次のとおりである。

議会事務局長　上杉　房男　君　　書　　記　山下　美華　君

5　議事日程は次のとおりである。

日程第　1　監査請求結果について（12月12日付け、議会からの請求分）

日程第　2　議案第　86　号　東彼杵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第　3　議案第　87　号　東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第　4　議案第　95　号　東彼杵町嘱託職員に関する条例の一部を改正する条例
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第　5　議案第　91　号　東彼杵町税条例の一部を改正する条例
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第　6　議案第　89　号　東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第　7　議案第　93　号　東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第　8　議案第　94　号　東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第　9　議案第　96　号　龍頭泉森林施設等管理棟設置条例を廃止する条例について（一ツ石辺地）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第　10　議案第　99　号　平成24年度東彼杵町一般会計補正予算（第6号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第　11　議案第　100　号　平成24年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第　12　議案第　101　号　平成24年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第　13　議案第　102　号　東彼杵町教育委員会委員の任命について
日程第　14　議案第　103　号　遠目中央線改良工事（13工区）請負契約の変更について
日程第　15　発議第　6　号　東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第　16　発議第　7　号　東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第　17　発議第　8　号　地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書
追加日程第　1　発議第　9　号　行政出納事務及び公金の支出に関する提言書（決議）
日程第　18　委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件
日程第　19　職員派遣の件

開　　会（午前9時38分）

○議長（森敏則君）
おはようございます。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第　1　監査請求結果について（12月12日付け、議会からの請求分）

○議長（森敏則君）
日程第　1　監査請求結果について（12 月 12 日付け、議会からの請求分）を議題とします。監査委員の報告を求めます。宮川代表監査委員。
○代表監査委員（宮川弘君）
おはようございます。始めに一言申し述べます。
町長が尊敬されておられる山崎亮氏は、著書「コミュニティデザインの時代。自分達でまちを造る。」という著書の中で、「まちづくりはレクレーションのようなもの。」だと言っています。更に「ニュアンスは少し違うのだが」と前置きして「入り口としてはむしろレクレーションのようなものと捉えた方がわかりやすいと思っている。」とも言っています。まちづくり交付金が、初期の目的にそって町の活性化のために、体内をめぐる血液のごとき役割を全う出来ることを期待しながら監査の報告を致します。
標準町村監査基準に定められた。1つ、基本方針公正で合理的かつ能率的な行政運営確保。2つ、監査委員の責務に基づく公正不偏の態度で監査し、3 つ、意見の決定にあたっては監査委員、吉永監査委員と 2 人の合議によって作成して、お手元に配付しました報告書により只今からご報告を申し上げます。
監査報告書。
1　請求の趣旨
蔵本公民館トイレ改修に係る東彼杵町まちづくり支援交付金の支出命令が適法になされているか。
2　監査年月日
平成24年12月12日、13日、14日。
3　証憑書類
蔵本公民館排水工事関係書類として
(1) みどりの基金補助金交付申請書
(2) みどりの基金補助金決定通知書
(3) みどりの基金補助金交付決定決裁書類
(4) みどりの基金補助金支出負担行為書
(5) みどりの基金補助金実績報告書
(6) みどりの基金補助金検査調書

蔵本公民館トイレ改造工事関係書類として
(1) まちづくり支援交付金交付申請書
(2) まちづくり支援交付金決定通知書
(3) まちづくり支援交付金支出負担行為書
(4) まちづくり支援交付金概算払請求書
(5) まちづくり支援交付金概算払支出命令書
以上証憑書類をチェック致しました。
4　関係者の方に聴取させていただきましたが、この聴取調査につきましては吉永監査委員が報告を致します。吉永委員。

○議長（森敏則君）

吉永監査委員。

○監査委員（吉永秀俊君）

それでは 4 番目の関係者聴取調査ということでご説明をさせていただきます。5 名の方に事情聴取及び現場を見させて頂きました。まず渡邉悟東彼杵町長。松山昭まちづくり課長。森山武司前会計管理者。峯広美現会計管理者。浜田勝英蔵本自治会代表者。以上の方々にお話を聞いたり現場を見させていただいたということでございます。

次ページの聴取内容をご覧下さいませ。まず第 1 番目にまちづくり課長松山昭氏です。蔵本地区のトイレ内装工事は、下水道施設整備事業の公民館と宅内配管工事補助の対象経費とならず、内装工事はみどりの基金の補助を受けていない。また過去の事業で下水道接続とトイレ内装改修を別々に補助対象の経費として補助金を支出している。こうした前例、他地区の平等的な取扱も考慮して、トイレ内装工事はみどりの基金補助の対象事業ではなくまちづくり交付金の対象になると判断した。またまちづくり交付金はどの地区でも公民館改修費用として使われており、トイレの改修、接続と内装工事同時に行われたとしても、蔵本地区だけ改装費用を認めないことは不利益になるものと思われる。指摘事項については地方自治法の法令に違反するとは認識しにくく、対象外事業とした記述については、解釈の相違であり蔵本地区のトイレ改修事業を除外するに至らないと判断した。

2 番目、前会計管理者森山武司氏の分でございます。みどりの基金設置、管理及び処分に関する条例施行規則第 2 条の規定に基づく蔵本公民館下水道接続工事補助金 400 千円及びまちづくり支援交付金交付要綱に基づく蔵本公民館トイレ改装工事へのまちづくり支援交付金 908 千円については、明らかにトイレ改造という同一事業を設備工事業者並びに建築工事業者に分離発注したものであり、まちづくり支援交付金の申し合わせ事項である対象とならない事業を 5 項目のうち 1 他に公的補助金を受けている事業に該当するものと考えます。また同一年度、同一時期、同一場所、同時施工という観点から見ても、一般常識から言って同一事業とみなさざるをえません。したがって、既にみどりの基金運用事業で配水管布設工事及びトイレの改造工事費を対象経費として補助金 400 千円を交付している以上、まちづくり支援交付金 908 千円については申し合わせ事項に抵触するため交付できないものと判断します。町長の主張に対する主張分です。みどりの基金補助金の分は交付決定、起案日 5 月 21 日の決裁書類には供覧がなく会計管理者に回ってこなかった。本来交付決定のときに起こすべき支出負担行為が失念していたとのことで、決裁したのは 6 月 22 日であり、また交付決定の決裁書類を見ていないため事業内容がわからなかった。その後概算払い請求 10 月 18 日起票が来て初めて事業内容を知るに至ったが、その時既に 8 月 31 日ま

ちづくり支援交付金交付決定書の決裁で記憶していた事業内容と同一ではないかとの疑問が生じ、後々の経緯を辿ることになったものである。

3 番目、渡邉悟町長。前会計管理者は支出負担行為を決裁しているので支出命令に決裁しないとは考えられない。補助金交付決定通知書を地区に出していることは、町が地区に対して債務を生じたことであり贈与であるので今更支出をしないということは出来ない。

以上 3 名の方の記載をしていますけれども、1 番目と 2 番目につきましては、本人から文書で頂きました。また 3 番目の町長の分は口頭で説明された分を要約したものでございます。以上で終わります。

○議長（森敏則君）

宮川代表監査委員。

○代表監査委員（宮川弘君）

続きまして 5 番監査結果。

地方自治体における会計管理者の職責は、出納事務の代表者であり最終判断者であります。今回の監査は、会計管理者の最終判断についての適否について慎重に監査を行いました。その結果、この度の蔵本公民館排水工事（みどりの基金補助金対象事業）及びトイレ改造工事（まちづくり支援交付金対象事業）については、別々の事業として申請されていますが、同一時期、同時施工で行われており社会通念上この 2 つの事業を、前会計管理者は同一事業と判断しており、東彼杵町まちづくり支援交付金内規（平成 24 年 7 月 12 日区長会説明会資料）に定められた「4 支援金交付対象外事業（1）他に公的な補助金等を受けている事業」に抵触するものとして、支出命令に応じなかった判断は適正と思われます。なお、本件の支出負担行為と支出命令の整合性については、みどりの基金の交付決定通知書の供覧に不備があったことから、今回の事態が生じたものであり、これをもって会計管理者の判断を左右するには至らないと判断されます。以上報告を終わります。

○議長（森敏則君）

それではこれから、監査委員に対する質疑を行ないます。

○議長（森敏則君）

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

今回議会運営委員長名で監査請求を行ったという経緯ですが、これが所謂条例に違反するか否かという疑議が生じたからではございますが、つまりこの蔵本地区の下水道接続とトイレ内装工事が同一工事にあたるかあたらないかという疑念が生じたことからこういう事に発展したのですが、今日監査委員の報告書を見まして、熟読していないというか今ちょっとざっと読んだ範囲でお尋ねしますけれども、監査委員の報告書の 2 ページ、支出命令に応じなかった判断は適正と思われる。所謂会計管理者が支出命令に応じなかった判断は適正だと思われるという文面がありますけれども、所謂これは監査委員の判断としましては、これが同一事業にあたらないということでこういう文面になったのでしょうか。

○議長（森敏則君）

宮川代表監査委員。

○代表監査委員（宮川弘君）

吉永監査委員。

○議長（森敏則君）
吉永監査委員。
○監査委員（吉永秀俊君）
今橋村議員は、同一事業にあたらなかったと書いてあるとおっしゃいましたけれども、逆に同一事業と前会計管理者が判断したということですから、その判断は適正であったということです。
○議長（森敏則君）
2 番議員、橋村君。
○2 番（橋村孝彦君）
失礼しました。全く逆のことを言って申し訳ございませんでした。ちょっと見てみますと手続き上の齟齬があったように思われます。所謂決裁書の供覧がなく会計管理者に回ったということでございますが、そういった原因につきましてはどういうふうにお考えですか。
○議長（森敏則君）
宮川代表監査委員。
○代表監査委員（宮川弘君）
お答え致します。まちづくり課長松山昭さん、前会計管理者森山武司さんの聴取内容をご覧になるとわかると思いますけれども、手続き上の過程でいろいろな話がなされている。まあ我々の報告はこの文面のみが合議されているだけですので、その他もいろんなことがあっているようでございますけれども、いずれにしてもその手続きのプロセスの中でみどりの基金と、それからまちづくり交付金がどういう形で使われて、過去の分も含めてです。そういったこともあがっているようですが、そういったことの話し合いあるいは確認、そういったことが行われていればまた別の解決方法があったのではないかなということをこの聴取内容の中でそういう風に思いました。以上です。
○議長（森敏則君）
次に 5 番議員、滝川君。
○5 番（滝川初夫君）
先日 15 日でしたか現地を調査されたという事で見て頂いて。その時には自治会長さんが立ち会っていろいろ事情を聞かれたということですが。私達もこの関係が出た以前から一郷の一員として把握しておりまして、この管工事は蔵本郷の当初予算として管工事だけをするように予算計上をしていたのです。あと管工事が済んだらトイレ室内の改装は、各家庭から毎月資金徴収してそれからやろうということで話をして、一応下水道工事だけを申請していたわけです。これは年度始めから申請をして、5 月に決定を頂いてからすぐに工事を始めればよかったのですが、5 月、6 月、7 月これは非常に公民館の使用頻度が多い。特に 7 月は蔵本浮立の練習に連日連夜使うという事でトイレを使わないわけにはいかないということで、決定をいただいてからちょっと公民館の都合が悪いから、そしたら業者の方も公民館のそういった都合なら先に別の工事をしてから蔵本の方に来ますからということで 3 ヶ月くらい遅れた感じがあります。それから下水道工事をしている段階でまちづくり交付金の話が来まして、各家庭からもう既に半年以上徴収をしていたわけですが、まちづくり交付金を頂けるのならこのリフォームの方をこれでやらせていただこうということを総会でまた話をしましてそれで決定して、みどりの基金の方は自治会長さんの申請で行って別事業でしておりました。そして室内の改装工事につきましては、まちづくり交付金ということで区長さんの申請で特別会計で別会計でまるっきり別事業として私たちは進めていたわけ

ですが、この先日の現地調査あるいは、事務書類も見ていただいた吉永監査委員さん、宮川監査委員さん、あるいはまちづくり課長の松山さん、局長さんも来ていただいたそうですが、現地を見て頂いて4人ともこれは同一事業だと判断されたものかどうかを伺いたいと思いますが。

○議長（森敏則君）

宮川代表監査委員。

○代表監査委員（宮川弘君）

吉永監査委員。

○議長（森敏則君）

吉永監査委員。

○監査委員（吉永秀俊君）

確かに今滝川議員が仰ったように、接続工事はみどり基金という事で自治会の代表者の方の申請、そしてまちづくり交付金は蔵本郷の区長さんの交付申請でなされていまして、仰るとおり今年度の予算の方にも約1,300千円近くの接続工事だけの予算が計上してありました。

確かに仰るとおりまったく別の事業という見方もあると思います。しかしまちづくり交付金を利用する際にもう少し地区の担当の方と話がよく出来ていれば、地区の方にはご迷惑をかける訳にはいけないので、そこら辺の話し合いがもう少し十分に出来ていればという思いが私もしていますけど、ここに書いていありますとおり同一年度、同一時期、同一場所、同時施工という観念から見ますと、やはり同一の事業であったのだと言うことを前の会計管理者が判断されておりまして、我々もその判断が出来てなかったという思いに至った訳でございます。

○議長（森敏則君）

5番議員、滝川君。

○5番（滝川初夫君）

同一事業ですけど、どう決まるという事もちょっとお答えを聞いて納得できないところもあるのです、これが蔵本だけに限らずこういう事が出てきた場合にはどういう考えでしょうか。

○議長（森敏則君）

宮川代表監査委員。

○代表監査委員（宮川弘君）

今のご質問でございますが、基本的な事を監査委員として考えたのですけど、みどりの基金の運用に関して、内規と言いますか所謂取り決めが、文書が、運営には色々な問題が出ますので、全てを想定する事は難しいので、けれども今のみどりの基金の条文と内規を色んなところで色んな話をお聞きしますと、やはり不備いったのが出ているのではないかと思われます。ところがまちづくりの交付金の条項の中に4項が入っている訳です。ここに上げております4項が。それは松山まちづくり課長も色んな交付等でご苦労もあられるので一つ一つこれはどうだ、あれはどうだと言いませんが、事実を申し上げますと、宮川さんは橋の詰の地区の住民だから知っとられるでしょうと言う話もぶっちゃけにしました。けど、どうもしっくりいかないという部分がありまして、そう言ったことからこの同一事業であっても色々出てくると。別事業であっても出てくる。

新しい話でみどりの基金は10年間は使えないと言う話も聞きましたけど、それは内規だという事を聞いていますけど、そこにまちづくり交付金であれば使えるという事でそれを使おうとか、そういう話がでた。ところがみどりの基金も使えるわけですね。使えると思います。そう言ったことを総合的に判断すると私たちは非常に運営の面で更につめて行くところも必要でないかなと

いうことも私達の判断をした底流にあります。以上です。

○議長（森敏則君）

5 番議員、滝川君。

○5 番（滝川初夫君）

森山前会計管理者のところで、トイレ改造という同一事業を、設備工事業者並びに建築工事業者に分離発注したものでありと、いかにも一緒に寄せてそれぞれ分けて発注したような書き方をしているのですよね、これは全然違うと思うのですよ。設備会社にまるっきり違う時期に発注して、それからまちづくり交付金の話が出てからこれらを発注したのですからこれは全然当たらないと思います。それと同一年度、同一時期、同一場所、同時施工、全く同じ工事のようにみられます。この同一時期と同時施工は違うと思うのですが、どうでしょうか。この下水管工事とリフォームはどう考えても同時には出来ませんけど、それと支出負担行為と支出命令等の整合性をどう考えておられるかお尋ねしたいのですけど。

○議長（森敏則君）

宮川代表管理者。

○代表監査委員（宮川弘君）

吉永監査委員。

○議長（森敏則君）

吉永監査委員。

○監査委員（吉永秀俊君）

ここにも書いてあるとおりでございまして、自治会代表者さんからも聞きましたけど、以前滝川内の時に別々に工事をしたけれどもなかなか電気と改装をしたら手間隙がかかり、同じ時期に、10 月いっぱいに完成されております。また改修の方の見積と接続工事の方の見積書も見させて頂きましたけども、やはりここに書いてあるようにやはり工事が 10 月にどちらも終わっているという点で先ずそこが第一点目でございます。それと整合性の部分でございますけど、森山前会計管理者の下から 3 行目及び 7 行目ぐらいに書いてありますように、6 月 22 日にきたみどりの基金の方ですけど、交付決定の時には詳しい内容のものが本人さんに一ヶ月も遅れてきて、内容が全然分からなかったと言うことでして、最後の結論として書いておりますけど町長も支出負担行為を決裁しておりますので支出命令に決裁しないという事を考えられないというもののところだと思いますけど、そこのところを前会計課長が言っていますように、その下から三行目のところの 10 月 18 日起票がきて初めて事業内容を知るに至ったがその時既に 8 月 31 日まちづくり支援交付金交付決定書の決裁をしていたからと言うことでしたけど、そこで事業内容と同一ではないという疑問が生じたという事で、前会計管理者のそういうふうな書類上の不備と言いますかそういう誤解を招いたのではないかと思います。

○議長（森敏則君）

ここで、先程わたくしの発言の中で代表管理者というのを、代表監査委員という事で改めさせてもらいます。失礼致しました。

次に 9 番岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

私はその監査委員さんにお尋ねしたいのですが、自治会とかからもう手を離れて、質疑されましたけど蔵本郷の問題ではなくて役場内部の問題でありまして、支出負担行為をするには町長が

まず支出命令を発しないと支出負担は出来ないのです自治法で決まってですね。それから会計管理者の人も齟齬があったにしても間違ったにしても支出負担行為命令書で印鑑を押してしまっている、事情って言いますのは役場内部の事務の体制です。今度の監査の問題は地元の蔵本を離れて役場内での事務の問題に生じるものだと思うのです。私は監査委員の報告ではなく、こう言う支出命令の内容を一緒にして前の会計管理者の全く事情が把握できなかったというは前の事務の問題の時も、だからそういう事で私は受け止めているのですが、監査委員さん、いかがですか。

○議長（森敏則君）

宮川代表監査委員。

○代表監査委員（宮川弘君）

非常にお答えが適切でないかあるかどうかは、分からずに答弁をしますが、その前にお断りをしときます、監査報告に関しては全て合議になっておりまして、この文名以外のことについては極めて私的な見解も一緒に入っていることをご理解頂いて聞いていただきたい。

今の岡田議員の質問に対する答弁ですけど、書類の決裁の状況もみました。それで事務手続きとしては完璧だとは言えない。役場の決裁が完璧ではないのではないかという疑義を感じております。と言いますのは現在もそうですけど、これはみどりの基金の運用とまちづくり交付金の運用がゴチャゴチャになって非常に蔵本地区の自治会長さんをはじめ滝川議員からもご質問が出ましたが、非常にスッキリしないと思われていると思います。実は私もスッキリしません。一つだけはっきりしている事は決裁所謂支出負担行為に決裁印があって支出命令を決裁しないという事が問題だということを町長がハッキリ仰いました。その通りだと私も言えると思います。ところがそうかもしれませんが手続きの過程において会計管理者が今も決裁していない文書があります。ありません。決裁以外ありません。会計管理者の決裁がありません。それが私達も確証得た訳ではありません。まだ今から問題が続くとすればそういうこともせざるをえませんが、そこの決裁印が無いという事で役場の事務手続きにちょっと疑問を感じます。以上です。

○議長（森敏則君）

他に、3 番議員、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

監査結果という事で他に公的な補助金を受けている事業に抵触するとして、支出命令上になかった判断は適正という事で前管理者がそう言った事されて適正と認めるという事は、逆に裏を返せばちょっと違法性があると監査委員が捉えてあるのではないかと判断を致しますが、本日も傍聴席に蔵本の自治会長さん或いは区長さんも居られますが、現地監査に行かれた時にその後私も自治会長さんからお話を聞いたのですけど、局長或いはたぶん山下さんかと思いますが、それと宮川さん、吉永議員が行かれてそういった話の監査をされる中で何もこれは問題ないような発言をされたと聞いておりますが、その時ここに書かれているような内容であったならば、私の考えとすればその時にそういった事を伝えるべきであって、その日は何も問題はありませんという様な言い方をされて帰ったと、これは直接聞きましたのでそういった発言をされたのかどうか先ずお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

宮川代表監査委員。

○代表監査委員（宮川弘君）

お答えします。何も問題がなかったとかそういう話は一切しておりません。現状の現地を見ま

して自治会長さんからは先程滝川議員から質問がありました。過程の中で色々積立もされてそういった中で出てきている問題なので同一事業と事業では無いとかそういう話をした覚えはありません。問題がないと言った覚えもありません。それはどなたが仰ったかは知りませんが、そういう発言は一切しておりません。現地を見てこれは同一事業ではないかなとか、4 人行きましたので色々あったかもしれませんが、しかしそういった結論めいた言葉を口にした覚えはありませんのでこれについてはお答えします。議長宜しいですか。吉永委員。

○議長（森敏則君）

吉永監査委員。

○監査委員（吉永秀俊君）

確かに地元としては役場から言われたとおりの申請の仕方、そういう出し方をされている訳です。そして地元としてはその書類上の落ち度は何もないのです、しかしその事業を受けて申請を受けて同一事業か同一事業ではないかを判断するのは、まちづくり課長さんなのです。そして最終的には会計管理者さんなのです。町長さんも仰ったのですけど、支出する時には。ですから同一事業か同一事業ではないかと判断するのは、我々ではなくてあくまでもその担当者の方でございますから、またそれを受けて前会計管理者さんは課長が言うのと違うのではないかと判断されるわけです。ですから我々はその判断は適正ではなかったかという事を判断した訳でございます。

○議長（森敏則君）

3 番議員、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

はっきりそういったことの問題を言われなかったことを監査委員が言われますけど、私は直接そういうふうに聞いたものですから、直接聞いた方を信用せざるをえない。それから最終的判断は会計管理者ではなくて町長でしょう。吉永監査委員。町長が最終決裁をして初めて何でも執行して行くのです、私は基本だと思っています。最終的に会計管理が判断して出す出さないとこれは自治法でもだぶん 232 の 4 条ですか、決まっていることだと思っております。この辺はちょっと違法性があれば会計管理者がある程度町長に助言したりして、支出負担行為を調整するとかいうことがありますけど、やはり最終責任者は私は町長だと思っておりますが、本当になんかやっぱり滝川議員も言われたように、蔵本の地区に関してやはり書類上はちゃんとして役場の方からこれで OK ですよという GO サインが出れば、地区の事業を進めていくのが普通の民間であってまた普通の自治体なのです。それを内部の事務処理のミスでそれで出せないということを判断していくのはどうかと私は思うのですが。そこら辺が言ったの言わないのはここでいくら言っても分かりませんので、これは傍聴者の方も聞いておられるのでどちらが正しいのか答えられればそうであろうし白黒付けがたいので、今後厳正に対処して行かなければならない事案だろうと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永監査委員。

○監査委員（吉永秀俊君）

先程の私の発言で自治法の最終判断をするのは、担当課長であり町長であることを言いました。支出の最終判断は会計管理者が、私はされるのじゃないかというふうなお話しをさせて頂いたつもりでございます。

○議長（森敏則君）

7 番議員、佐藤君。

○7 番(佐藤隆善君)

結局支出が正しかったか正しくなかったかという事を問うべき問題で、それが何か話が変なふうに、俺は何も悪くないとあなたが悪かったいという感じになって行っているのではないかと思うのですが、だからこれをハッキリしないと時間を潰すばかりで今のままで行くと結論が出ないと思います。だから監査委員は結局ここで適正ではなかったと結論し、だったらどうすれば良いのですか。適正ではなかったとなると、補助金を返せという事になるのですか。監査委員はそれを仰いたいのですか。そこをハッキリしてください。

○議長（森敏則君）

宮川代表監査委員。

○代表監査委員（宮川弘君）

答弁します。佐藤議員は今我々に何か決めろと仰ったように思ったのですが、最初から監査委員の立場は一生懸命に述べているつもりです。標準町村監査基準に則って 3 つ述べました。ですから私が今ここでいくら色々喋っても何にもなりません。合議ですので全てこの文面を読んで頂いてここに書いてある通りです。だから私はお金を払ったのを返せとか、そう言ったことを何も触れておりません、と言うのは監査委員と言うのは逆上せてするような職務ではないのです。本当です。だから決めたとか決めんとかではなくて両性の所謂透明が一番大事なのが私達には透明化だと思います。事実を町民の方に見えやすくしている或いは見えない部分があったら色々方法があるでしょうけど、こういうふうに言ったということを言っている文書で報告している。そういったのが監査委員の役割というふうに思っていますので、今の結論を言いますが佐藤議員からのご質問に答えるのはここに書いてあるとおりだという事しかありません。従って支出命令に応じなかった判断は適正と思われると書いております。だから支出命令が違法だとか返せだとかそういう事は一切聞いておりません。以上です。

○議長（森敏則君）

7 番議員、佐藤君。

○7 番(佐藤隆善君)

ここに書いてあるようなこともそれぞれの立場で色んな事を仰っていますけど、結論めいた事を申し上げさせていただければ、事務上の不備があったと言う事でそれはお互い認められることだろうと思うのです。現に証票を見たとか見らないとか言う以前の問題で、5 月 21 日に事業人でしている訳です。そして実際に下水道の工事の申請書が 9 月 10 日に出ているのです。水道課の方に出ているのは。3 ヶ月間交付決定をしたにも係わらず何もしていなかったという事はこれはおかしいでしょう。ここからまず。だからそういう点からいってそこら辺を何も調べておられませんけど下水道工事の申請年月日は 9 月 10 日です。それから完成は 10 月 20 日です。町の下水道の検査は 10 月 24 日なのです。だからここに監査委員さんが指摘されているように事業が重複していると言われても仕方ないわけです。10 月の時点では一緒でしょうさっきの工事と工事がだから同一という判断をされたのです。これでいいじゃないですか。だからこういう事が起こらないように事務的な事務を適正化しなさいという事でいいじゃないですか。会計管理者がどうなのかこうなのかと言うのは二の次で事務的なことが滞っていたからこういう問題が発生したのでしょう。だから言ったように見せた見らんやった、見た見らんやった、言った言わんやったとなっていくのでしょう。最終的に。もう工事は終わっているのだから。ここのところがこういう事が起きな

いように、事務的な問題が。外部に対しては何で勧告しないのですか。そっちが問題でしょう。5月の時点で決定をしているのに、9 月まで着工していない。現場に行けば分かる事です。こういう事が問題の積み重ねでしょう。自分だけがおかしいと仰ればこれでいいのです。会計管理者がどうなのかこうなのかと、判断が正しいのか正しくないのかじゃなくて、事務上の停滞が結局こういう問題の発端なのでしょう。そこら辺でいいのではないでしょうか。時間も 1 時間続こうが 2 時間続こうが結論はでないです。今後もずうっと永遠と。個人個人の意見を述べる場になってしまって。だからこれで適正であったと言えばそうですか。あっそうですかで聞けばいいのならばそれで終わりましょう。如何ですか。私の考え方はおかしいですか。

○――△――

議長、暫時休憩いいですか。

賛成。

○議長（森敏則君）

はい、ここで暫時休憩をします。

暫時休憩（午前 10 時 27 分）
再　　開（午前 10 時 28 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

宮川代表監査委員。最後の答弁と致します。

○代表監査委員（宮川弘君）

今佐藤議員が監査委員としてこの書き方の指摘というのか、書き換えるという事ではないと思いますが、確かに先程私も答弁の中で述べていますけど所謂役場の事務的処理上でやはりお互いに聴取した方は課長ですけど、実際事務処理をです。いろんな方がかんで居られます。そういう中で色んな事が起きているのではないかという事を私は申し上げましたので、そういった事を考えれば佐藤議員が仰った事務上に色々問題があったという結論でもよかったような気がしますが、私どもとしてはやはりこの支援交付金の支出命令が適正のなされているかという請求の趣旨がありましたのでどうしてもそっちに流れたという風にご理解を頂きたい。以上です。

○議長（森敏則君）

以上で監査委員報告に対する質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 30 分）
再　　開（午前 10 時 40 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

日程第　2　議案第　86　号　東彼杵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第　3　議案第　87　号　東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第　4　議案第　95　号　東彼杵町嘱託職員に関する条例の一部を改正する条例

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第　5　議案第　91　号　東彼杵町税条例の一部を改正する条例

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第　6　議案第　89　号　東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

日程第2議案第86号東彼杵町公共下水道構造の技術上の基準等に関する条例の制定について、日程第3議案第87号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、日程第4議案第95号東彼杵町嘱託職員に関する条例の一部を改正する条例、日程第5議案第91号東彼杵町税条例の一部を改正する条例、日程第6議案第89号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、以上５案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

９番岡田総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは委員会審査報告をいたします。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

1、付託された事件、議案第86号東彼杵町公共下水道構造の技術上の基準等に関する条例の制定について、2、審査年月日、平成24年12月17日、3、審査の経過並びにその結果、付託された事件について各課長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を行い、その後委員会を開催しました。

本件は第2次一括法の施行に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準等を定める為制定される条例である。慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第87号について報告致します。議案第87号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、2、審査年月日、平成24年12月17日、3、審査の経過並びにその結果、付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を行い、その後委員会を開催しました。

本件は第2次一括法の施行に伴い、水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるため制定された条例である。慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第95号について報告致します。1、付託された事件、議案第95号東彼杵町嘱託職員に関する条例の一部を改正する条例、2、審査年月日、平成24年12月17日、3、審査の経過並びにその結果、付託された事件について、総務課長、財政管財課長の出席を求め審査を行いました。

この条例は、一般事務にかかる給料月額を135.6千円から140.1千円に現業職にかかる給料月額を121.6千円から125.4千円に改めるものなどであり、慎重に審査した結果、全委員一致原案

のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第91号について報告致します。1、付託された事件、議案第91号東彼杵町税条例の一部を改正する条例、2、審査年月日、平成24年12月17日、3、審査の経過並びにその結果、付託された事件について、総務課長、財政管財課長、税務課長の出席を求め審査を行いました。

この条例は、引用すべき法律が公布されたことに伴い法律番号の修正改正を行なうとともに、規定の整備を行なうためのものであり、慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお審査の過程で、今回の条例の整備の努力には敬意を表し、今後とも緊張感をもって職務を遂行されることを望むとの意見がありました。

次に議案第89号。1、付託された事件、議案第89号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、2、審査年月日、平成24年12月17日、3、審査の経過並びにその結果、付託された事件について、総務課長、財政管財課長、税務課長、町民生活課長の出席を求め審査を行いました。

この条例は、過去3回の条例改正で規定した減額する額を本来定めるべきであった額に遡及して改正するもの。また、平成25年度以降の国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率等の改正を行なうとともに、その他規定の整備を行なう必要があるためのもので、慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定を致しました。

なお、審査の過程で平成18年度から本年度分までの7年間分の当該納税義務者に不利益を与える課税の処理について、約4千件という膨大な数であり、また申告時期と重なり大変な労力を要すると思うが、全力を傾注して早急な対応を望むとの意見がありました。以上であります。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行ないます。

質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願い致します。

それではどうぞ。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

次に、これから一括して討論を行ないます。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで議案第86、87、95、91、89号の討論を終わります。

次にこれから議案第86号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第86号東彼杵町公共下水道構造の技術上の基準等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第87号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、これから議案第95号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第95号東彼杵町嘱託職員に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、これから議案第91号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第91号東彼杵町税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第89号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第　7　議案第　93　号　東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第　8　議案第　94　号　東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第　9　議案第　96　号　龍頭泉森林施設等管理棟設置条例を廃止する条例について
（一ツ石辺地）

○議長（森敏則君）

次に日程第7議案第93号東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第8議案第94号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第9議案第96号龍頭泉森林施設等管理棟設置条例を廃止する条例、以上3案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

福田産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（福田修君）

それでは、委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

1、付託された事件、議案第 93 号東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、審査年月日、平成 24 年 12 月 17 日、審査の経過ならびにその結果、付託された事件について、水道課長の出席を求め審査を行いました。

本件は集落排水事業及び公共下水道事業とも分担金又は負担金以外の加入金を課している自治体は無いのが実情であることから、人口減少が続いている本町においては特に、集落排水の利用促進を図る必要があるため加入金 30 千円を廃止するものである。慎重審査の結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続いて、議案第 94 号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、審査年月日、平成 24 年 12 月 17 日、審査の経過ならびにその結果、付託された事件について、水道課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

本件は下水道法施行令の一部改正に伴い、公共下水道へ排除される規制物質の追加及び排水基準を改定又、下水道の新規加入促進を図るため本条例を改正する必要があるためのものである。慎重審査の結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続いて、議案第 96 号龍頭泉森林施設等管理棟設置条例を廃止する条例、審査年月日、平成 24 年 12 月 17 日、審査の経過ならびにその結果、付託された事件について、産業振興課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

本件は建設から 35 年経過した龍頭泉山の家の老朽化に伴い、危険な状態であったので解体されたため、条例が廃止されたものである。慎重審査の結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定を致しました。以上で終わります。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行ないます。

質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いします。

それではどうぞ。

ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行ないます。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次にこれから議案第 93 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 93 号東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、これから議案第 94 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 94 号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 96 号龍頭泉森林施設等管理棟設置条例を廃止する条例は、委員長報告のとおり可決されました

日程第　10　議案第　99　号　平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第　11　議案第　100　号　平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に、日程第 10 議案第 99 号平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）、日程第 11 議案第 100 号平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）以上、2 案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

岡田総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

訂正をお願い致します。第 100 号が第 6 号となっていますが、第 2 号の間違いです。すみません訂正をお願いします。

それでは、委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

1、付託された事件、議案第 99 号平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）2、審査年月日、平成 24 年 12 月 17 日、3、審査の経過並びにその結果、付託された事件について、各課長、教育次長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を行い、その後、総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は歳入歳出それぞれ 68,415 千円を追加し、総額を 4,674,198 千円とするものである。今回の補正の主なものは、町道主要幹線区画線設置工事費及び大野原高原線道路改良事業費などで 32,871 千円、保育所運営費及び障害介護給付費委託料など 16,348 千円である。主な財源として、地方交付税 53,670 千円等が計上されている。慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の経過で、教育センター分室に設置される薪ストーブの予算について、補助対象と

なる事業分野の調査や燃料となる薪の調達と保管方法、その期間、点火と消火などを管理される職員の問題、また、すでに利用されている方への聞き取り調査や焼却灰の処理方法など、あらゆる角度から十分な研究、検討をして計上すべきであるとの強い意見がありました。

次に議案第100号について報告致します。

1、付託された事件、議案第100号平成24年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）2、審査年月日、平成24年12月17日、3、審査の経過並びにその結果、付託された事件について、総務課長、財政管財課長、町民生活課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は歳入歳出53,101千円を追加し、総額を1,202,300千円とするものである。今回の補正の主なものは、療養費が11月までの支払実績により大幅な不足額が見込まれるもの40,681千円、軽減税額遡及改正による還付金と返還額12,295千円等である。財源として、療養給付費交付金、基金繰入金、繰越金が計上されている。慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で今後予測される高齢化社会に向けて、国保税の引き上げなど一気に町民の負担が増加しないよう、長期的な展望に立って研究検討を行い、対策を講じるべきであるとの意見がありました。以上であります。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行ないます。

質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願い致します。

それではどうぞ。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

ありませんか。

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

次に、これから一括して討論を行ないます。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

討論がないようですので、これで討論を終わります。

次にこれから議案第99号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第99号平成24年度東彼杵町一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、これから議案第100号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第100号平成24年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第　12　議案第　101　号　平成24年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に、日程第12議案第101号平成24年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

福田産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（福田修君）

それでは、委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

1、付託された事件、議案第101号平成24年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）審査年月日、平成24年12月17日、審査の経過並びにその結果、付託された事件について、水道課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

今回の補正の主なものは、歳出においては、業務費における一般管理（人事異動による不足額）2,147千円を追加計上し、国庫負担金の内示額により建設費の工事請負額35,589千円、補償補填及び賠償金9,100千円を減額し、歳入については一般会計繰入金1,367千円を追加計上し、使用料2,217千円、国庫負担金22,722千円、下水道建設事業債20,500千円をそれぞれ減額させたものである。慎重審査の結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定を致しました。以上です。

○議長（森敏則君）

次に、これから議案第101号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第101号平成24年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第　13　議案第　　102　号　東彼杵町教育委員会委員の任命について

○議長（森敏則君）

次に、日程第13議案第102号東彼杵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（上杉房男君）

議案朗読。

○議長（森敏則君）

それでは、本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邉悟君）

議案第 102 号東彼杵町教育委員会委員の任命についてでございます。提案の理由が教育委員の任期満了に伴いまして、教育委員として任命致した訳ですが、渡部智文様は昭和 55 年 3 月に立正大学仏教学部の創学科を卒業されております。現在東彼杵町の妙法寺住職として就任されておられます。渡部様は非常に人格が高名でございまして、教育、学力、文化に関しましては執権を有していらっしゃいます。これまで、教育委員長として最近では学校規模適正化等についても鋭意ご尽力頂いております。引き続き任命を致したくお願い申し上げます。宜しく賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森敏則君）

これから、質疑を行ないます。

質疑がある方は、どうぞ。

ありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 102 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 102 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 102 号を採決します。

この裁決は無記名投票で行います。

出入口を閉めます。

只今の出席議員は 10 名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第 31 条 1 項の規定によって立会人に 3 番議員浪瀬真吾君、4 番議員堀進一郎君を指名します。

投票用紙を配ります。

念の為に申し上げます。本案に賛成の方は、「賛成」反対の方は、「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

投票漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

投票箱は異常なしと認めます。

只今から、投票を行ないます。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（上杉房男君）

それでは、議席番号を読み上げます。議長席に向かって右側の席の方から登壇して頂いて、登壇上にありますのでこちらを向いているのでこちら側の方から投函して帰って頂くという方法でお願いを致します。

1 番福田修議員、2 番橋村孝彦議員、3 番浪瀬真吾議員、4 番堀進一郎議員、5 番滝川初夫議員、6 番吉永秀俊議員、7 番佐藤隆善議員、8 番樋口庄次郎議員、9 番岡田伊一郎議員、11 番本下利之議員。

○議長（森敏則君）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

これから、開票を行ないます。

3 番議員浪瀬真吾君、4 番議員堀進一郎君、開票の立会いをお願いします。

――△――△――

それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票、有効投票のうち賛成 9 票、反対 1 票以上のとおり、賛成が多数です。従って議案第 102 号東彼杵町教育委員会委員の任命については、同意する事に決定しました。

日程第　14　議案第　　103　号　遠目中央線改良工事（13 工区）請負契約の変更について

○議長（森敏則君）

次に、日程第 14 議案第 103 号遠目中央線改良工事（13 工区）請負契約の変更について議題とします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（上杉房男君）

議案朗読。

○議長（森敏則君）

それでは、本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邉悟君）

議案第 103 号遠目中央線改良工事（13 工区）請負契約の変更についてでございます。提案の理由は補強土擁壁地盤改良工事の増加等に伴いまして、工事請負額を変更いたします。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、本案を提出致します。詳細につきましては、建設課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようお願いします。建設課長。

○議長（森敏則君）

建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

それでは、代わりましてご説明を致します。

平面図の方でご説明をさせて頂きたいと思いますけど、まず工事の場所でございます。図面の左側が遠ノ久保橋養鶏所方面になります。右下ですけど本遠目川がございまして、本遠目橋がございます。これから上に行きますと、遠目の公民館方面になります。今回の工事につきましては、赤字で表示している所でありまして129.1mの改良工事です。図面下の方の横断図をご覧頂きたいのですが、左下の通河川本遠目川がございます。これから、右上の町道まで非常に接近した又急峻な地形のところでございます。そういう事で今回図面の中にございます、補強盛土増加で工事を行なうものです。左下の河川から護岸と併用したブロック積みを行ないます。そして、その背後に補強の移動を行い道路の土台を造るものです。この補強土の方法は盛土の中に補強材を敷設することで盛土の安定性の向上を図る方法でありまして、全面の法面ユニット、この高さが60cm幅が1m20cmございますけど、あと補強材、シートです、これを連結したものを敷きその上に盛土を行なうものです。一層の厚さ30cmを改良した土で盛土を行い閉め固めるものです。所謂、巻き込んでいくような工法であるということでご覧いただければ良いと思います。この工事では、補強土の盛土型で最大22層6.6mという事になります。今回の変更の主なものですけど、10月25日から工期を始めていますけど、この補強土の床堀り面の試掘を行いました。その結果、当初推定岩盤線と図面の方で表示しておりますけど、それと試掘でわかりました推定岩盤線の差異がでまして、再度安定計算を行なっております。その結果、地盤改良の必要が生じました。地盤改良後、図面で下の台形の形ですけど、緑色の斜線の破線で表示している部分ですが、ここの改良の必要が生じました。それと、廃土の補強土も水色のメッシュで表示している部分の追加が生じております。また、この補強土の上の部分になります土台盛土でございますけど、発生します流用土を使用する予定でしたけど、含水比が高いことからそのまま利用するのができませんので、安定処理以降を追加する必要が生じたためでございます。工事の完了につきましては3月29日を予定に致しております。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

これから、質疑を行ないます。

質疑がある方は、どうぞ。

4番議員、堀君。

○4番（堀進一郎君）

確認します。この横断図を見たら、既設線から8m位下がった所に赤線の横断図が書いています。所謂この既設より8m下がるような現状から8m下がった所が完成だという事の解釈で良いのでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邉悟君）

建設課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

現道路の高さにつきましては、今の現況の道路を表示しておりますけど、計画の高さとほぼ同じでございます。

○議長（森敏則君）

4番議員、堀君。

○4番（堀進一郎君）

既設の4m車道から全幅で5mになりますよね。これが出来上がりの高さだと言う事ですか。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

そのとおりでございます。

○議長（森敏則君）

他に、ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、これで質疑で終わります。

お諮りします。議案第103号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案103号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、これから議案第103号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第103号遠目中央線改良工事（13工区）請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第　15　発議第　6　号　東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第　16　発議第　7　号　東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（森敏則君）

次に、日程第15発議第6号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例、日程第16発議第7号東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則以上、2議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

橋村議会運営委員長。

○議会運営委員長（橋村孝彦君）

発議第6号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例、提出の理由、地方自治法の改正に伴い、「一つの常任委員会に必ずなるものとする規定」並びに常任委員、議会運営委員、特別委員の選任規定が条例に委任された事から、それぞれの規定を条文化するため。

発議第 7 号東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則、提出の理由、地方自治法の改正に伴い、本会議の公聴会及び参考人招致ができる事になったことから、いつでも当該制度が活用できるよう条件整備をするため。以上です。

○議長（森敏則君）

これから、一括して質疑を行ないます。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第 6 号、発議第 7 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第 6 号、発議第 7 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行ないます。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、これから発議第 6 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第 6 号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから発議第 7 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第 7 号東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

日程第　17　発議第　8　号　地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書

○議長（森敏則君）

次に、日程第 17 発議第 8 号地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書を議題とします。

局長に発議を朗読させます。

○議会事務局長（上杉房男君）

発議朗読。

○議長（森敏則君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岡田総務文教厚生常任委員長

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、提出の理由を申し上げます。

「地球温暖化対策のための税」の使途に、森林や路網の整備及び木質バイオマスの利用促進などの森林吸収源対策を位置付けるよう強く求める為であります。以上です。

○議長（森敏則君）

それではこれから、委員長報告に対する質疑を行ないます。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第 8 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第 8 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで発議第 8 号の討論を終わります。

次に、これから発議第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第 8 号地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

尚、この意見書は、内閣総理大臣、参議院議長、衆議院議長、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣に送付する事にします。

ここで暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 11 時 33 分）

再　　開（午前 13 時 30 分）

○議長（森敏則君）

発議第 9 号を追加日程第 1 とし、議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従いまして、発議 9 号を日程に追加し日程の順序を変更し、直ちに追加

日程第１として議題とすることに決定しました。
資料配布の為、暫時休憩します。

暫時休憩（午後 13 時 31 分）
再　　開（午後 13 時 32 分）

追加日程第　1　発議第　9 号　行政出納事務及び公金の支出に関する提言書（決議）

○議長（森敏則君）
追加日程第１発議第９号行政出納事務及び公金の支出に関する提言書(決議)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
橋村議会運営委員長
○議会運営委員長（橋村孝彦君）
行政出納事務及び公金の支出に関する提言書（決議)。
地方自治法第98条第２項の規定により、報告があった監査結果と説明並びに質疑応答に基づき、議会としてここに至った経緯及び問題点はどこにあるかを、聴取してきた。
前提として確認しておきたい事項、1、会計管理者は、長から独立した審査機関であり、出納を代表し、最終判断者である。よって、打開するためには、人事権を行使するしかないと思われる。2、支出負担行為と支出命令の一貫性については、みどりの基金における補助金内定通知書及び支出負担行為に事務処理の齟齬があったことが原因である。以上を踏まえ。地方自治法等法律及び町法規等（内規含む。）を遵守し公金のより慎重かつ適正な事務処理にあたられることを強く提言する。以上です。
○議長（森敏則君）
これから、提出者における質疑を行ないます。
質疑、ありますか。
質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
お諮りします。発議第９号は、会議規則第 38 条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○議長（森敏則君）
異議なしと認めます。従って発議第９号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行ないます。
［「討論なし」と呼ぶ者あり］
○議長（森敏則君）
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから発議第９号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○議長（森敏則君）
異議なしと認めます。従って発議第９号行政出納事務及び公金の支出に関する提言書（決議）

については、原案のとおり可決されました。

日程第　18　委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（森敏則君）

次に、日程第18委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。各常任委員長報告から所管事務のうち会議規則第 74 条の規定によってお手元に配りました特定事件所管事務調査事項について閉会中の継続調査についての申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第　19　　職員派遣の件

○議長（森敏則君）

次に、日程第19職員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第 119 条の規定によってお手元に配りました別紙のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議員派遣の件はお手元に配付しました別紙のとおり派遣する事に決定しました。

尚只今議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますがご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了致しました。

会議を閉じます。

平成24年第4回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

散　　会（午後01時38分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成２５年　３月２２日

議　　長　　森　　敏則

署名議員　　佐藤　隆善

署名議員　　樋口　庄次郎